

大磯町監査公表第 6 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 19 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象部課等

政策総務部危機管理課

3. 監査の範囲及び事務

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された令和2年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和3年6月11日から令和3年7月9日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和3年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である危機管理課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

危機管理対策の総合調整及び災害対策本部、防災行政無線の管理運用、防災施設・資機材の整備、防災訓練・自主防災組織等に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果

令和2年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・消耗品等の執行は、一度に多くの物品を購入すると単価が低く抑えられます。事業執行時には、多くの要件を検討し、実施するように心がけていただきたい。
- ・災害は、どんどん大きくなってきています。いままでの常識にとらわれず、より対応能力が増す事業を組んでいただきたい。